

現況測量について

●現況測量の目的

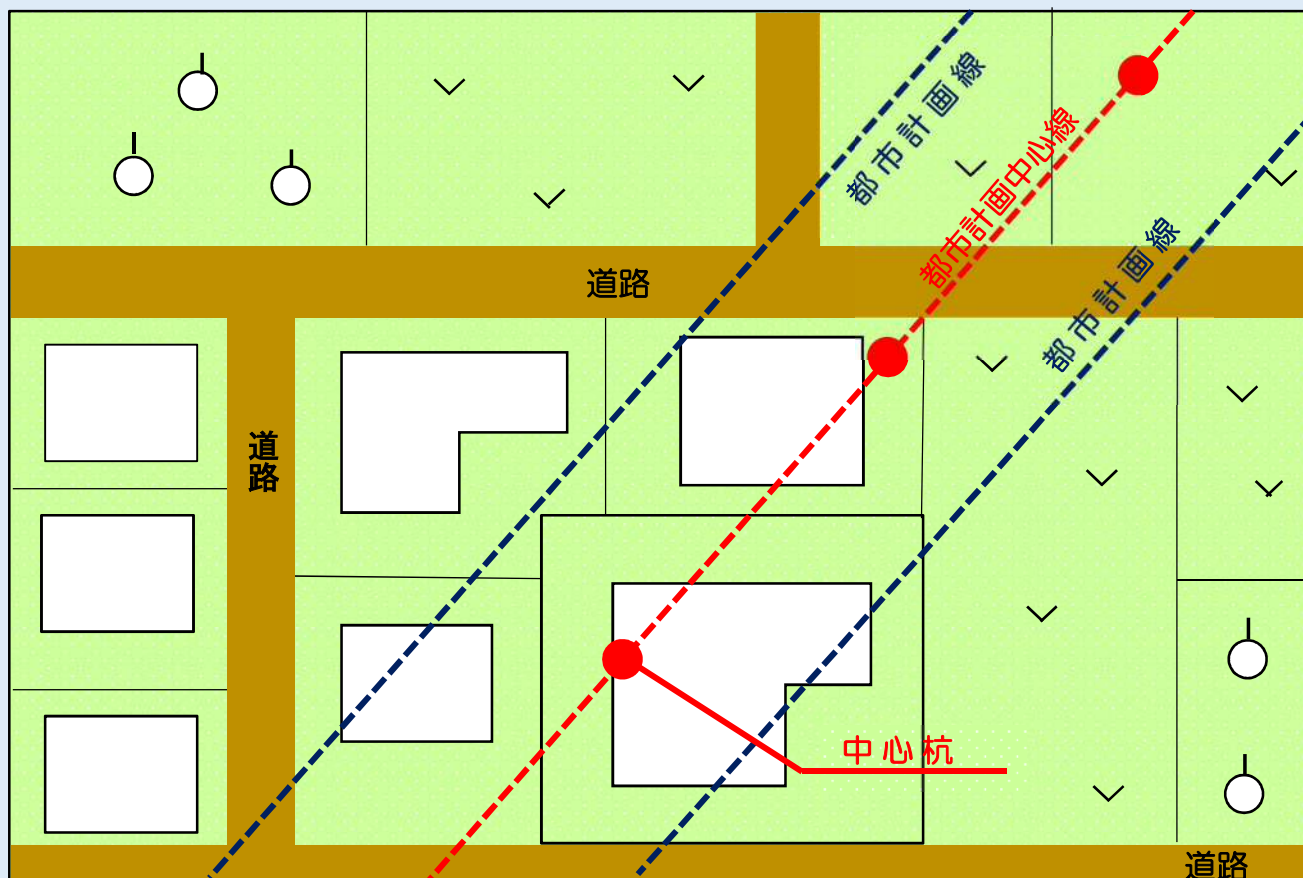
この測量は、皆様の土地の起伏や建物の位置、周辺道路の形状等の測量を行い、その結果をあらわした「現況平面図」により、皆様の土地や建物と都市計画線との位置関係を明らかにすることを目的としています。

なお、事業の範囲は、この段階では決定していません。

●現況測量の流れ

1. 測量の基準となる点の設置
2. 皆様の土地や建物、道路等の位置の測量
3. 都市計画道路の中心線を現す杭の設置
4. 都市計画道路の縦断及び横断方向の高さの測量

●現況平面図（都市計画道路部分のイメージ図）



用地測量について

●用地測量の目的

用地測量は、周辺の土地との境界を確認し、道路を整備するために必要となる土地の面積を求めることを目的としています。

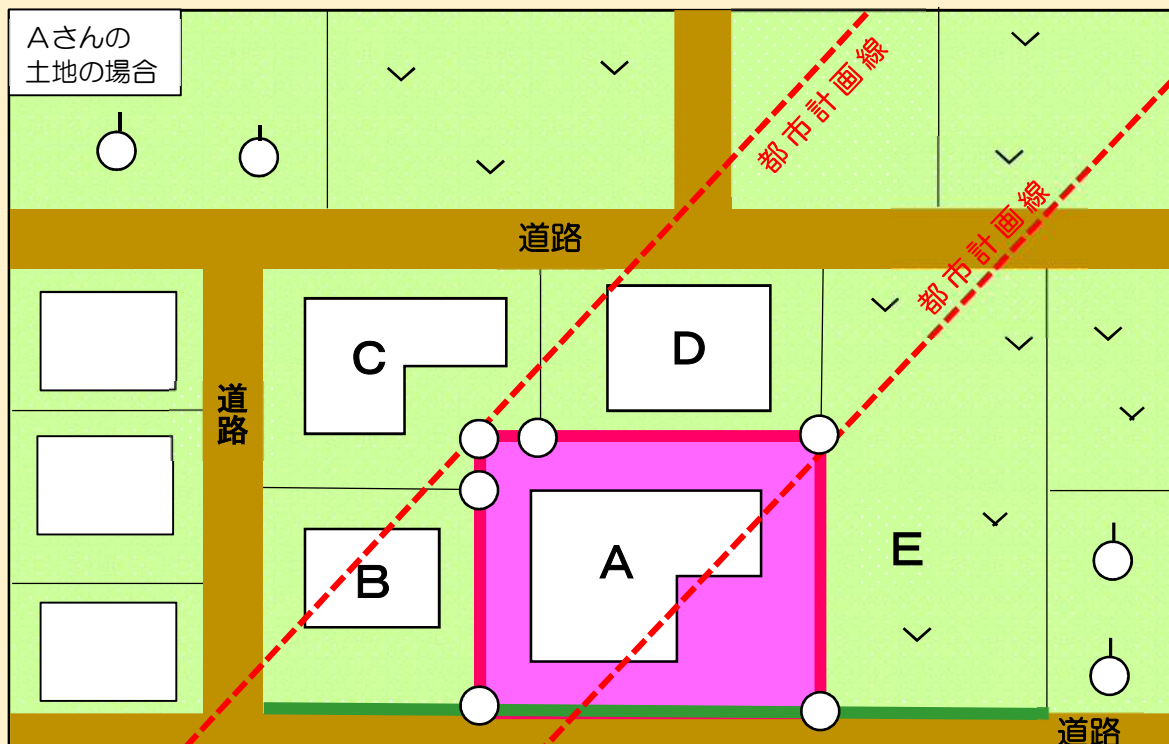
なお、事業の範囲はこの用地測量の後に決定し、現地に標示します。

●用地測量の流れ

1. 境界を確認するための資料収集等
2. 境界を確認するための現地立会い
3. 必要書類への署名・捺印
4. 境界点の測量
5. 都市計画線の位置を現す杭等の設置

●境界の確認（Aさんの土地の場合）

1. 公共用地と私有地との境界（緑色の実線部分）を確認していただきます。
2. 私有地と私有地の境界（赤色の実線部分）を確認していただきます。



- 測量作業に伴って皆様の敷地内に立ち入らせていただきます。皆様の敷地に立ち入る際には、必ずお声がけ等をいたしますので、ご協力をお願いいたします。
- 測量作業は、市が委託契約した三和測量設計株式会社が行います。測量業者には市が発行した身分証明書を常時携帯させます。